

## 島根県医療介護総合確保促進基金事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条に基づき策定された都道府県計画に掲載された事業を実施することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業)

- 2 この補助金は、「島根県医療介護総合確保促進基金事業実施要綱」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。
  - (1) 医師の確保対策事業
    - ア 地域勤務医師応援事業 (別記1)
  - (2) 看護職員の確保対策事業
    - イ 看護職員キャリアアップ支援事業 (別記7)
    - エ 特定行為研修関連教育受講支援事業 (別記13)
  - (3) 各職種に共通する医療従事者確保対策事業
    - ア 医療従事者の確保に関する支援事業 (別記9)
    - イ 医療従事者研修環境整備事業 (別記10)
  - (4) 在宅医療の推進に関する事業
    - ア 在宅医療に関する体制整備事業 (別記12)

(事業者)

- 3 交付対象事業を実施できる者は、別表の第1欄に定める事業種目毎に、第5欄に定める事業者とする。

(補助対象経費等)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第1欄に定める事業種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。
  - (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式5により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### （補助金の交付申請）

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 補助事業者は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、様式1を知事に提出するものとする。
  - (2) (1)の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額（消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

#### （事業内容の変更等の申請）

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い知事の定める日までに様式2を知事に提出するものとする。

#### （補助金の概算払）

- 8 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払をすることができる。補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式3を知事に提出するものとする。

#### （実績報告）

- 9 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。
  - (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式4を知事に提出するものとする。
  - (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の金額が概算払により交付された場合には、補助金

交付の決定を受けた年度の翌年度の4月末日までに知事に提出する。

(3) 6の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出するに当たって6の(2)のただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(4) 6の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(3)の規定により減額した各事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類等の提出)

10 補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、医療政策課へ提出する。

(補則)

11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則 (平成26年10月31日医第930号)

(適用)

1 この要綱は、平成26年11月1日から適用する。

(平成26年度9月補正予算で措置された補助事業の扱い)

2 第8の規定にかかわらず、平成26年度9月補正予算で措置された補助事業であり、平成26年7月1日付け医第436号「新たな財政支援制度に基づく平成26年度予定事業についての実施意向調査」に基づき調書の提出があつた補助事業は、この要綱の適用日において、特別な理由があるものとして第8ただし書きの規定による知事の承認を受けたものとみなす。

附則 (平成26年12月22日医第1128号)

この要綱は、平成26年12月22日から適用する。

附則 (平成27年10月9日医第791号)

1 この要綱は、平成27年10月10日から適用する。

2 平成26年度に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附則 (平成28年3月25日医第1374号)

1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

2 平成27年度に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附則 (平成29年7月11日医第427号)

この要綱は、平成29年7月11日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附則 (平成30年7月10日医第468号)

この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附則 (令和元年7月29日医第653号)

この要綱は、令和元年7月29日から施行し、令和元年度(平成31年度)分の補助金から適用する。

附則 (令和2年7月16日医第692号)

この要綱は、令和2年7月16日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附則 (令和3年7月16日医第577号)

この要綱は、令和3年7月16日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則 (令和4年7月15日医第541号)

この要綱は、令和4年7月15日から施行し、令和4年度分の事業から適用する。

附則（令和5年7月14日医第478号）

この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和5年度分の事業から適用する。

附則（令和6年7月9日医第488号）

この要綱は、令和6年7月9日から施行し、令和6年度分の事業から適用する。

## 別表

1 事業種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者
地域勤務医師応援事業 【別記1】	1 病院あたり 10,000千円 1 診療所あたり 2,000千円	診療応援を受ける際にかかる経費 (非常勤医師の旅費)	$\frac{1}{2}$	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所
看護職員キャリアアップ支援事業 【別記7】	「認定看護師教育課程」及び「助産師出向支援事業」：看護職員1人あたり 700千円 「認定看護管理者教育課程(セカンドレベル)」：看護職員1人あたり 400千円 「認定看護管理者教育課程(サードレベル)」：看護職員1人あたり 600千円 なお、助産師出向支援事業に参加する場合は、看護職員1人あたり400千円を加算する。	中堅看護職員(経験年数5年以上とする。但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。)が資質向上に資する研修を受講する場合の次の経費 ①研修受講のための受講料、学納金等の経費(テキスト代は除く。)、旅費交通費 ②①に加えて、助産師出向支援事業に参加する場合は、長期滞在に要する経費 ただし、上記対象経費には、事業年度の研修受講等にあたり、当該年度以前に支払う必要があり支出した経費を含む。	$\frac{1}{2}$	県内に所在する病院、診療所、助産所(助産師出向支援事業に限る。)、介護保険施設、訪問看護事業所(看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所)
特定行為研修関連教育受講支援事業 【別記13】	看護職員1人あたり 700千円 なお、特定行為研修を組み込んだ「認定看護師教育課程」を受講する場合は、400千円を加算する。	保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修(特定行為研修を組み込んだ「認定看護師教育課程」、「大学院修士課程」を含む。)を受講する場合の次の経費 研修受講のための受講料、学納金等の経費(テキスト代は除く。)、旅費交通費 ただし、上記対象経費には、事業年度の研修受講にあたり、当該年度以前に支払う必要があり支出した経費を含む。	定額	県内に所在する病院、診療所、介護保険施設、訪問看護事業所(看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所)
医療従事者の確保に関する支援事業 【別記9】	1 病院あたり 936千円	事業主体が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する次の経費 職員等旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、賃借料及び使用料	$\frac{1}{2}$	過疎地域、離島に所在する病院
医療従事者研修環境整備事業 【別記10】	1 病院あたり 618千円	圏域内(二次医療圏単位)の医療従事者を対象とした医療技術及び提供医療の向上に資する研修を実施する場合の次の経費 報償費、旅費、需用費、役務	$\frac{1}{2}$	県内に所在する病院 (各二次医療圏あたり1病院程度を補助対象とする。但し、圏

		費、賃借料及び使用料、委託費 (前記の経費に該当するもの に限る)		域の地理的条件、 研修内容等を勘 案し、複数の病院 での実施を認め る場合もある。)
在宅医療に 関する体制 整備事業 【別記12】	1 病院あたり 1,000千円 1 診療所、1 訪問看護ステーシ ョンあたり 200千円	職員を対象とした在宅医療に 関する研修の実施、外部研修の 受講や、病院内における在宅医 療推進に向けた体制整備に係 る次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費 、賃借料及び使用料、委託費 (前記の経費に該当するもの に限る)	<u>1</u> 2	県内に所在する 病院、医科診療所 (訪問診療、往診 を実施する者に 限る。) 及び訪問 看護ステーショ ン